

福島県における運賃改定実施による労働条件の改善状況

福島県においては、令和3年11月1日からタクシー運賃の改定を実施（改定率11.47%）いたしました。これによる令和4年9月から令和5年2月におけるタクシー運転者の労働条件の改善状況について、次のとおり公表します。

1 調査を行った、運賃改定事業者数

102社

（注）改定事業者数は、運賃を改定した事業者数である。

新型コロナウイルスの蔓延による影響下での調査である。

2 平均運送収入増収率

22.4%

（注）・（算式）改定後6ヶ月間の営業収入（税引き後）÷改定前同期の営業収入（同）×100-100

・運送収入が増加しているが、円安による諸物価高騰及び燃料費の高騰により企業経営は悪化している。

3 運転者に係る運転者1人平均賃金上昇率

28.3%

改定前1人平均給与月額	改定後1人平均給与月額
134,550円	172,646円

（注）運賃改定効果より運転者不足による稼働車両数が減少し1台当たりの水揚げ額アップが大きな要因と考えられる。

4 改定による賃金改善率の分布

30%以上	20~30%	10~20%	0~10%	マイナス
39社	18社	18社	9社	18社
総合計102社				

運転者に係る

$$\left[\frac{\text{令和4年9月～令和5年2月の運転者1人平均給与月額}}{\text{令和2年9月～令和3年2月の運転者1人平均給与月額}} \times 100 \right] - 100$$

5 営業収入に占める賃金支給率の変動状況（運転者に限る。）

94.2%

（注）賃金支給率の変動状況は、次の算式により算出。

$$\frac{\text{全運転者に係る 令和4年9月～令和5年2月の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \div \frac{\text{全運転者に係る 前年同期の賃金支給総額}}{\text{同時期の営業収入}} \times 100$$

6 その他

(1) 労働者負担の軽減

- ・労働者負担を全て廃止した事業者数 5社
- ・労働者負担の一部を軽減した事業者数 3社
- ・労働者負担のない事業者数 94社

（注）福島県内の事業者は運転者負担制度をもっている会社は少ない

(2) 手当類の創設・拡充

- ・新しく手当を創設した事業者数 8社
- ・既存の手当について金額を増額する等拡充した事業者数 4社
- ・歩率アップ 2社

(3) その他

- 労働時間を短縮した 34社
- キャッシュレス決済の導入 26社（QR決済の導入・クレジットの導入・交通系ICカードの導入など）
- 車両のグレードアップによる運転者の疲労負担の軽減を行った 14社
- ユニバーサルタクシー導入を行った 19社
- ユニバーサルデザインタクシーの導入に伴う研修の受講 15社
- 配車アプリの導入 5社
- 配車アプリのリニューアル 1社
- 車椅子車載可能なハイブリット車の導入 1社
- メーター機を交換し自動日報導入・更にタクシー管理システムと連動 1社
- 配車システム導入 1社
- 1人1車制の導入 1社
- 感染症予防対策で車内空気清浄機の導入 1社